大和市公告第７４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和８年１０月１５日

大和市長　古谷田　　力

１　都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

２　都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市福田字乙八ノ区地内

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、字甲二号及び字乙三号、中央林間四丁目及び八丁目、上草柳字扇野、深見東二丁目、深見字坊ノ窪、深見台一丁目、中央七丁目並びに福田字甲五ノ区及び字甲七ノ区地内

３　都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市まちづくり部まちづくり計画課

４　縦覧期間

令和８年１０月１５日（木）から同月２９日（木）まで。ただし、大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第３号）第１条第１項に規定する休日を除く。

５　縦覧時間

午前８時３０分から午後５時まで